



従業員の仕事と家庭の両立支援のために、 一般事業主行動計画を策定しませんか？

一般事業主行動計画とは？

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、『計画期間』、『目標』、『目標達成のための対策およびその実施時期』を定めるものです。

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届け出、公表・周知が義務付けられていますが、100人以下の企業に対しては努力義務となっています。

行動計画を策定している市内企業についてご紹介します。

- (有)朝日興産
- (株)五十嵐組
- (有)今田薬局
- (株)名文堂
- 川口歯科医院
- (株)西條
- (株)柴田時計眼鏡店
- (福)名寄市社会福祉事業団
- (有)ビューティミモザ
- 村西運輸(株)
- (有)靴・スポーツのすま



※厚生労働省HPより抜粋

行動計画の内容については各企業ごとに、こどもの看護のため

の休暇や男性の出産休暇、育児・介護休業に関することなどを目標に掲げ、対策について定めています。一般事業主行動計画公表サイトでは取り組み事例が検索できますのでご覧になってみてください。右側の二次元コードからアクセスできます。



また、厚生労働省では行動計画の策定方法について相談窓口を設置していますので、興味がある企業の方は北海道労働局まで問い合わせください。

問い合わせ

企画課

男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

賃貸アパート退去時の トラブルに注意しましょう！

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



事例

- ◆タバコを吸っていたからと全室の壁紙の張り替えを要求された。
- ◆居室全体のハウスクリーニング代として、家賃1カ月分を退去時に支払われた。
- ◆8年住んだ家を退去後、居間のペアガラスが破損していたと窓ガラス代金30万円を請求された。



- ◆退去時に敷金の清算として入居者が負担する原状回復費用とは、完全に入居時の状態に戻す事ではなく、入居者の故意や不注意などにより生じたキズなどの破損した部分を元の状態に戻すことです。経年劣化、自然損耗、通常使用による変化まで入居者が負担する必要はありません。(国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」参照)
- ◆経年劣化や通常損耗による修繕費は、支払っている家賃に含まれているとされます。また、古くなった設備を最新のものに交換したり、化粧直しなどのリフォームなどは、次の入居者を確保するためやグレードアップとなり、大家が負担するものです。
- ◆入居者によって生じたキズを修理するための費用は、破損部分の最小単位とされます。また、その部分は経年劣化しているので、その分を差し引いたものが入居者の負担額となります。
- ◆入居時に気になるキズや汚れがあれば、自分が付けたモノでない事を証明するために、日付けを入れた写真を撮り残しておきましょう。



アドバイス

困ったときは、消費生活センターに相談してください。